

徳島県告示第三百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 信

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店  
所在地 鳴門市大津町吉永四三六番二ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 四、一八五平方メートル  
変更後 四、五一三平方メートル

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
(2) 収容台数 一一一台  
変更後 (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
(2) 収容台数 一一一台

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	午前九時	午後十二時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	午前九時	午後十二時

4 変更年月日

令和六年三月二十八日

二 届出年月日

令和五年七月二十七日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課

2 縦覧の期間 令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。